

必要な活動や機関の役割分担を十分協議した上で、必要なセクションに必要な専門的人材が支援されることが望まれる。

イ. 職員派遣に関して

・1週間単位の派遣のみならず、長期派遣があればより望ましい。

・職員派遣は被災地にとっては非常に重要であり、有効である。そのため、上記に記載したように「自己完結型の派遣」をガイドラインに記載しておき、何の活動を望むかを事前に派遣児相に情報周知しておくこと。避難所巡回等には地理の理解が重要であるため、遠隔地より近隣エリアからの派遣が望ましい(派遣する側もどこに行くか、何をすることも分からないまま、派遣する人選を行っている実態)。

・調査の段階では5日間の派遣でも問題がないが、もう少し長期の派遣であれば他の業務を依頼することも考えられる。支援者の生活(食・住)の確保がなされなければ、受け入れ側の負担が増えることになる。

・震災の対応は、中・長期で考えていくべき。継続的な支援が必要。長いスパンでの人的応援が必要。

ウ. 被災児童および家庭への支援について

<孤児・遺児および里親家庭への継続的支援体制>

・親族里親を含め、親族に引き取られる場合であっても今まで日常的な交流を持ったことのない関係が少なくなく、今後双方のストレスが顕在化してくるのではないか。

<生活環境の変化による家庭環境の変

化に対応できる体制>

・親子一緒に生活しているケースにおいても、失業保険が2月末で打ち切られるなどの経済的問題や就労先の確保が困難といった問題、喪失体験など、種々の困難さが、家族関係や子どもの問題として顕在化してくるのではないかと。親へのフォローアップ体制が極めて重要となる。

<心のケアのできる体制>

・孤児支援や心のケアについては、短期的支援だけではなく、長期的計画的支援こそが必要であり、将来を見据えた児童相談の体制強化(心のケア等)が必要。

<職員のスキルアップ>

・孤児・遺児を含むケアの必要な子どもに対応できる児童相談所職員を含む子どもにかかわる現地スタッフのスキルアップが必要。具体的には、治療的なかわりのスキルと、里親等の養育者支援のスキル。里親サロンの活動をわかっている人が少ない。ひとり親への支援も弱い。

・子どもの急性ストレス状況に対応できる小児精神・神経科医も心理担当者も少ないと思われる。

<職員数の増員>

・全体として、地域の経済状況、生活状況が厳しいため、要保護児童が増加するのではないかと考えられる。長期的視野に立った支援のためには職員の充実が必要。

⑩ ガイドラインに最低限盛り込むべき内容

非常に多くの項目が抽出された。大きく

分けると、「現行から見直すべきところ」、「平時の備えについて」、「初期の段階の対応について」、「児童相談所のバックアップ体制について」、「被災児童やその家庭への支援体制について」、「被災後の生活環境や家庭環境の変化による子どもや保護者への影響について」、「その他」に分類できる。

最も内容として多かったのは、「児童相談所へのバックアップ体制」および「被災児童やその家庭への支援体制について」であった。また長期的視点でみると、今後支援が必要となると考えられる内容(被災後の環境変化による保護者のストレス等からくるDVの増加や、里親家庭への支援等)についても記載すべき内容として抽出された。

ア. 現行から見直すべきところ

- ・通信断絶を前提とした対応マニュアル。
- ・現行の県マニュアルは、庁舎が損壊しないことを前提としているが、見直す必要。
- ・里親やグループホームについて、津波の危険区域では認めない制度とすべき。
- ・震災に備えた児相等のPRパンフの準備を。
- ・全体の枠組みがほしい。“こういう災害がおきたときは、こういう対応をする”というのがあればよい。その後児童福祉としてどのような業務を担うのか。
- ・災害の大きさによって、どのように対応すべきかを変えるべき、仕組みを構築すべき。

イ. 平時の備えについて

- ・児童福祉施設に非常食の備蓄を(店が損壊したり供給ルートが絶たれたりするこ

とに備えて)。

- ・災害時に喪失が予想される事務所機能、その際の対応手段(通信、移動等)。
- ・一時保護所を併設しているが、物流、ライフラインの途絶は想定していなかった。生活施設として物資の備蓄などもっとシビアに想定すべきであった。

ウ. 初期の段階の対応について

- ・初期段階の支援の在り方:通信手段、保護児童の食糧確保、ライフラインの復旧支援、ガソリン供給支援。
- ・被災児童対策本部の立ち上げ。
- ・児相が行うべき災害対応業務を事前に明確に把握しておくべきと思われる。ごく初期は医師、看護師、警察、消防と思われる。

エ. 児童相談所のバックアップ体制について

- ・バックアップシステム:「緊急派遣チーム」(経験があつて必要な業務が分かる人)が全国に1~2チーム常備していること、必要な情報・臨機応変な対応・今後の見通しの明示・業務の優先順序を現場に提供できる人、県内の被害軽微児童相談所の活用、支援拠点の動き方。
- ・職員派遣のルール:自己完結型派遣。
- ・職員派遣の意義:派遣側の職員にとっても災害時の被災地の状況や児童の心のケアという普段経験できない有意義な経験ができたことは対人援助の仕事には非常に有益な経験になる。児相職員が災害時に相互に支援しあい、孤児の問題や被災児のケア、児相の役割を学ぶことは社会的使命からも重要である。
- ・長期的支援の必要性:職員自身が被災体

験から心のゆとりがなく地震の話題を避けたい空虚な気持ちが1年続いた。子どものケアも短期的な支援のみならず、今後の長期的な支援が重要である。

- ・東西の府県間、都市間の災害支援協定を：今回の震災のように地震被害は日本海側エリアか太平洋側エリアのどちらかに発生する可能性が高いため、南北間ではなく、近隣の東西の府県間、都市間に災害時支援協定を結んでおくことが必要。緊急時からライフライン、人材、物資等必要な支援が早期に有効に行われる。

- ・児童相談所も東西児相の災害支援協定を：児童相談所職員派遣においても同様に、児相間の混乱や無駄を回避するためにも、地域特性がわかる近隣の東西の府県間、政令市間であらかじめ支援協定を結びガイドラインを作成しておくことが必要である。

- ・社会福祉協議会などの他分野との連携。
- ・施設や里親、要保護児童等の状況確認の役割分担（市町村、本庁、他児相を含む）。

オ. 被災児童やその家庭への支援体制について

- ・孤児調査のマニュアル（声掛け例）。
- ・避難所における震災孤児等要保護児童調査。
 - ・子どもの心のケア。
 - ・子どものこころのケアを担う専門職（たとえば児童精神科医）を整備すべき（大人の方は“心のケアチーム”が各被災地を巡回したが、子どもの方はなかった）。
 - ・震災による単一トラウマではなく、様々な心の悩みがある中に、今回の震災経験が折り重なった被災者の場合、震災のみに焦

点を当てた面接を行うとずれが生じる。

- ・災害直後の調査・啓発などの業務支援の有効性を確保するためには、都道府県間の事前（協力）協定等が必要。

- ・同一職員による支援活動が「短期（1週間程度）」の場合と、「長期（1～数ヶ月程度）」の場合の支援内容の明確化（例示等）があるとよい。

- ・避難所訪問等、アウトリーチによる支援の具体的な内容の設定。

- ・要保護児童の把握について、児相が家庭訪問や避難所訪問により把握する方法は非効率的であり、市町村等と連携して把握する方法を考案すべき。

カ. 被災後の生活環境や家庭環境等の変化による子どもや保護者への影響について

- ・孤児の長期的支援のあり方：孤児や遺児の要保護児童については、緊急の要保護相談などの短期的なニーズは予想外に少なかった。しかし児童相談所としては新たに管内に転入してくる孤児も含めて、親族里親認定や未成年後見人選任、育児の支援、財産管理の問題等、孤児の状況を把握しながら長期にわたる見守りや必要な支援を継続していく必要がある。子どもの心のケアも同様に長期的な支援が必要であり体制強化が必要。なお、遺児（片親を亡くす）については把握も困難な状況にある。

- ・被災後の児童相談の特徴理解：震災により家族の絆が見直され、家族や子どもが大切にされる期待をもったが、実態は大人の過度のストレスから酒やパチンコ依存が増え、DVが増加した。結果、警察からのDVがらみの虐待通告が増加。基盤の弱い

家族が被災することで、失業、離婚、ギャンブルやアルコール依存、うつ等家族に起きる問題は幅広く根深いものがある。すでに児童相談にもその影響は出てきており、震災後の児童相談の特徴や対応の検討が必要である。

キ. その他

- ・孤児等のマスコミの取材。実名・写真で報道する。家族が拒否をしても押し寄せてくる。児童相談所の取材。連日電話かかってきて、対応に苦慮した。
- ・「現地の子どもたちへプレゼントしたい」といった様々な申し出に対するマニュアルがほしい。

(2) 支援者派遣側児童相談所

① 初期の段階に行った支援

ア. 派遣時期等

早い所では3月後半からであるが、4月に入ってから派遣が多い。概ね初期の段階（発災直後の緊急段階）での支援は、一部例外もあるが、5月くらいまでを指していると思われる。短期間に複数回の派遣を行った場合もあった。

イ. 派遣された職種や人数

児童心理司や児童福祉司がほとんどであり、派遣人数は2人程度である。

ウ. 活動内容

- ・要保護児童の発見：避難所の巡回の中で。
- ・避難児童、保護者の状況確認、調査。
- ・避難所等現場スタッフの支援。
- ・気になる子どもの発見と児相への報告（つなぐ）。

- ・保育の補助。
- ・「心のケア」実施機関への情報提供。
- ・心のケアが必要な児童の父母への助言（ただし、被災住民との直接やり取りはなし）。
- ・「心のケアチーム」の一員としての避難所巡回活動。子どもに限定せず大人の不安や不眠への対応を医師が中心となって実施。NPOや現地医師両チームとの連携による活動。
- ・里親制度（親族里親・後見人選任手続き）の情報提供。
- ・保育士所職員への助言指導。
- ・保育所職員への心のケア。
- ・避難所マップづくり。
- ・パンフレットの配布。
- ・心のケアの必要性を伝えるためのポスター掲示の指示。

② 中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）の支援

中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）に人員派遣を行っていた児童相談所は、今回ヒアリングを実施した7か所のうち、3か所であった。初期の段階（発災直後の緊急段階）と中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）の支援内容は、長期派遣の場合を除いて大きな違いは見受けられない。

ア. 派遣時期等

4月から中期の段階と考えている児童相談所もあるが、5月以降が中心と思われる（長期派遣を除く）。繰り返し短期派遣を行ったところもある。

イ. 派遣された職種や人数
児童心理司や児童福祉司であり、派遣人数は各1~2名である。

ウ. 活動内容

- ・震災孤児の把握。
- ・「心のケア」実施機関の情報提供。
- ・里親制度（親族里親・後見人選任の手続き）の情報提供。
- ・保育所職員への助言指導（気になる子どもの発見）。
- ・要保護児童の把握。
- ・子どもへの対応。
- ・避難所巡回。
- ・保育所、幼稚園の巡回を実施し、助言指導。
- ・現地支援者への支援。
- ・長期派遣では、通常業務の支援。

③ 初期の段階の支援上の課題

大きく「派遣される者・期間等の課題」、「移動についての課題」、「派遣に関するマネジメントの課題」、「支援内容・範囲の課題」、「派遣先での指示命令システムの課題」、「支援方法や支援内容の課題」、「被災者に受け入れてもらえやすい工夫の必要性」、「現地スタッフへの支援に関する課題」、「その他」に分類できると考えられる。

ア. 派遣される者・期間等の課題

・同じ人が同じ場所に何度も支援にいかないと意味がない。ノウハウが蓄積・引き継ぎされない。被災地側も何度も同じ説明をしないといけない。支援側にとってもストレス。覚えた頃に帰ることになる（支援派遣期間も短い）。

・派遣職員を受け入れるたびに受け入れ児相がオリエンテーション（2時間~半日）し、負担をかけてしまった。

・派遣職員を受け入れるたびに受け入れ児相がオリエンテーションし、負担をかけているので、前任派遣者が後任派遣者に引き継ぐようにすればよい。

・派遣要員の決定し派遣準備をしていたが、派遣時期の決定まで相当期間待機状態であった。もう少し早期に派遣予定を知らせてもらいたい。

・派遣職員が事前に会得すべき専門的知識や技術を事前に研修してほしい（項目だけでも）。

・向こうの児相の車も水没してしまい使えず、事前情報があれば良いと思った。

イ. 移動についての課題

・避難所からの移動が大変・無駄な時間にも思えた。

・車1台で行ったので、車2台あれば4名が分散して活動し、支援の幅が広がったのではないかと。

・M市から避難所までの移動時間は片道2~3時間かかり、現地での活動が2時間ぐらいと少なかった。暗くなると、避難所の人にも迷惑をかけるし、とてももどかしさを感じた。

ウ. 派遣に関するマネジメントについての課題

・派遣準備はしていたが、派遣時期について情報が錯そうしており、問い合わせ先も不明であった。3,4日前の派遣決定でもう少し早く派遣予定を知らせてもらいたい。現地と派遣側との間に多くの組織が入

り過ぎているのではないか。

エ. 支援内容・範囲の課題

・どこまで支援していいのか。被災地側の遠慮が大きかった。

・県主催の事前研修（「心のケア」について1日）、市主催の事前研修（「放射能対策」、「心のケア」）はあったものの、派遣業務の内容が不明のまま現地入りしたので不安だった。

・心理司の業務として「心のケア」をと知らされていたが即自的にできることではないので、心のケアを受けられる機関紹介に終わった。派遣職員に期待される業務はソーシャルワーカー的なものが圧倒的に多かったので今後は派遣職種に工夫が必要と思われる。

・要保護児童の把握と心理ケアの使命を受け出向いたが、かなり初期の段階で行ったので、被災の方から見てどう映っているのかと思った。一応、遠いところからきてくれたと感謝の気持ちは聞けたが。

オ. 派遣先での指示命令系統の課題

・他府県出張という形式ではあったが、派遣業務については B 県中央児相の要請に従えということであったが、何かあった場合の指揮命令責任が不明確なままであった。

カ. 支援方法や支援内容の課題

・派遣業務のガイドラインのようなものがよかった。特に保育所の保育士への助言に役立つもの（「震災ごっこ遊び」の意味、トラウマを有している子どもへの対応の仕方、）が必要だった。

・緊急ケースへの対応を始めとする具体的支援活動が必要なものは児相にと言われていたが、市町村が機能不全に陥っているので長期的には無理だと思われた。

キ. 被災者に受け入れてもらえやすい工夫の必要性

・治安が悪くなっていたこともあり、飛び込み訪問では避難者は外部者である派遣者に警戒的であった。そのため、受け入れ児相職員がその都度同行するという負担をかけることになった。派遣者の身分を避難者が簡単・確実に確認できるように共通の腕章と身分証明書があればよかった。

ク. 現地スタッフの支援に関する課題

・向こうのスタッフ（支援者）も被災者であり、その支援者にもケアする体制作りが必要だと感じた。向こうのスタッフはほとんど自宅に帰れず休みをとっていない人が多い。

ケ. その他

・大きな余震があったりして、現地職員、支援職員ともに支援を中止せざるを得なかった。

④ 中期の段階の支援上の課題

中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）で支援上の課題について回答があったのは1児童相談所であった。

- ・「心のケア」実施機関の情報提供。
- ・里親制度（親族里親・後見人選任手続き）の情報提供。
- ・保育所職員への助言指導（児童を行動観察し要指導児童を発見）。

- ・保育所職員自身への心のケア。
- ・震災孤児を受け入れている親族里親への家庭訪問
- ・被災地の児童支援者（保育士、児相職員など）が疲弊し始めており、被災支援者へのメンタルケアを組織的に行うべき。児相は地域に密着していないため医師や保健師の方が被災者の受入れは良いと思われる。
- ・被災児童の把握や「心のケア」が教育分野と福祉分野で2重に行われていた。児童の所属ごとに把握するように事前に分担しておく必要がある。所属のない児童については別途協議しておくべき。
- ・調査事項に関する言葉の定義に混乱があり、実態調査の精度が落ちていた。
- ・実効性と受け入れ児相への負担という両面から、5日間という派遣期間は短期過ぎる。

⑤ 支援者派遣側として今後必要と思う支援体制

ア. 平時からの取り組み

- ・平時からの情報共有や支援ネットワークづくり。
- ・今後、各自治体で派遣者を事前登録し、研修し震災支援についての事前情報を提供する。
- ・派遣者業務と受け入れ児相業務との役割分担を事前に大枠的に決めて周知しておく必要。
- ・今回の災害経験をもとに発災時に必要な情報・資料を事前に準備しておく必要がある。
- ・被災地の受け入れ状況にもよるが長期的な支援ができるように全国基準を作成し、それに従って各都道府県が事前に体制づくりをしておく。具体的には、「派遣職員

の選抜と事前研修」、「派遣職員が携行する資材の事前備蓄」、「都道府県間の（隣接・後方・遠隔）支援協定の締結」、「緊急対応的派遣と中期・長期派遣の体制づくり」。

- ・職員が入れ替わり立ち替わり短期に支援するのがいいのかどうか。人が変わっていくというのが被災者側からみてどうなのか。長期で支援できる支援側の児童相談所の体制が取れば、途中職員が変わっても支援が継続していけるのではないか。

- ・被災側と支援側を取り持つ機関が必要ではないか。
- ・阪神淡路大震災に関連した活動情報の提供。

- ・応援可能日数や人数の把握。
- ・避難者の把握や状態の確認など必要な支援内容は、避難所の運営の善し悪し規定されている。被災前から、「避難所運営の手引き」のようなもので訓練された者の存在が必要だ。
- ・一週間単位の支援派遣の活動が有効に機能するためには、現地の体制（長期滞在のNPOなどを含む）が確立されていることが重要である。ニーズ把握と支援の連続性のためには現地体制や長期滞在支援部隊の存在が不可欠である。

イ. 発災時

- ・支援者の宿泊場所と交通手段の確保（自衛隊や警察のノウハウに学ぶ）。
- ・現地スタッフに関して：被災し心理的外傷を有し支援活動に従事している職員へのメンタルケアやサポートの技術を事前に習得できる研修体制が必要。
- ・避難所関連：避難所の運営マニュアルを

作成し、児童など社会的弱者を確実に補足する体制づくり。

・避難所関連：被災者の要望・ニーズの仕方には段階があるので、それに見合った支援が必要である。初期段階では、すぐ困るのが在宅障害児への支援である。生命の危機が去り、先の見通しを考えられるようになって、はじめて要保護児童などがニーズとして出てくる。中期後半以降の支援は、拡大する通常業務量への支援が主な事柄になる。このように被災直後、中期以降の各段階に出てくる異なるニーズを確実に把握できる仕組みが必要。

・避難所関連：大人の不安（家族の死亡、生活、今後のこと等々）を敏感に感じる子どもが、その影響を受けて不安を増加させるということがあり、子どもだけ取り出して支援するには限界があり、全体への支援が必要と思われた。

・避難所関連：震災直後の避難所では、両親と一緒にいる子どもも遺児・孤児も区別がつかない。D県内の養護施設等での児童の受け入れ可能人数についての照会もあったが、実際に来た子はいなかった。

ウ. 発災直後のニーズに関して

・震災後、B県の身更相の所長の話聞く機会があったが、直後は市町村の機能がつぶれてしまっているので手帳の判定などの更相の本来業務は仕事がなかった。そこで、安全靴や杖、補装具、車いすなどを集めて、避難所を回って配って歩いた。

・児相も、震災直後には、遺児・孤児の相談ニーズはなかった。そのような児相の本来業務とは少しずれるかもしれないが、児相でなければ出来ないような支援活動を

見つけ出して欲しい。それによって派遣する職員の職種や人選も違ってくるのではないか。

エ. 派遣のシステム作り

・同じ地域に同じ人を繰り返し派遣できるシステムづくり（児相内でも引き継ぎできる）。

・10日派遣してラスト1日は次の人とかぶって引き継ぎできるようなタイムスケジュールづくり。

・厚生労働省が間に入らないシステムづくり（当事者同士でやりとりできるように）。

・支援派遣チームづくり（福祉司・心理・医師・保健師などバランスよく組み合わせ）。

・受け入れ児相のニーズ（質量）と派遣側とのミスマッチが発生しない工夫が必要。
⇒中央調整機能が必要。

・行政区分や公民の区分を超えた電話相談サービスが必要。

・派遣都道府県間をコーディネートする中央機能。

オ. 派遣職員の安全等

・派遣職員が受けるかもしれない余震被害や被ばく被害、犯罪被害などについてあまりになにも情報がなさ過ぎた。全国的な対応基準を策定すべき。派遣職員の事故や業務上に発生するトラブル等に対する対応（保険、補償など）も含めてほしい。

カ. その他

・被災していない外部からの健康なメンタルを持つ支援者の存在は、被災者（児童を含む）への支援だけでなく支援者（保育士

や幼稚園教諭等) 支援に有効と思われた。
・被災児童の心理的ケアは必要なため、今後心理士の派遣は継続していくべきである。

⑤ ガイドラインに最低限盛り込むべき内容

7. 平時からの取り組み

「平時からの取り組み」には、さらに「役割分担に関して」、「システム・マニュアル作り」の2つに分類できると考えられる。

<役割分担に関して>

- ・支援側とそれを受ける側の調整を責任をもって行う機関。
- ・支援自治体の選定。
- ・地域が限定された災害の場合は近隣府県。
- ・広域の災害の場合は複数の自治体が特定の自治体を支援する等。
- ・児相同士で協定を結び、平時から情報共有できるシステムをつくっておく(児相機能が壊滅したとき、相互補完できるように)。
- ・民間による支援活動との連携の在り方。
- ・被災地の県・市町村の行政責任と派遣者の行政責任の区分。
- ・縦割りの克服と重複する活動の整理。
- ・被災近隣県と遠隔地県との役割の違いがあるのではないかと。例えば、被災直後は近隣県の組織化が有効と思われる。その際、全児相のブロックを基礎とした支援の組み立てが有効ではないかと。

<システム・マニュアル作り>

- ・平時からの情報共有や支援ネットワークづくり。
- ・向こうのスタッフも被災者であり、支援

側職員に指示していくのもかなり負担を感じていると思われるので、支援側職員が主体的に活動できるマニュアルが必要ではないか。

- ・同じ地域に同じ人を繰り返し派遣できるシステムづくり(児相内でも引き継ぎできる)。
- ・厚生労働省が間に入らないシステムづくり(当事者同士でやりとりできるように)。
- ・支援派遣チームづくり(福祉司・心理・医師・保健師などバランスよく組み合わせ)。
- ・地域になじみながら支援できるような体制づくりが必要(地域の人との信頼関係づくり)そのためにも、同じ自治体に同じ自治体から派遣し続けるシステムは必須。
- ・支援部隊を組織し派遣する、支援部隊の任務を的確に把握するなど、全体をコントロールする司令塔が必要である。それが厚生労働省で良いかどうかの検討も必要。
- ・被災地支援を行う時の、支援側児相の体制づくりのマニュアルが必要ではないか

【支援に向けた具体的な準備・ノウハウ】

- ・支援者の宿泊場所と交通手段の確保(自衛隊や警察のノウハウに学ぶ)。
- ・千差万別の避難所への巡回訪問の際に必要な具体的なノウハウ。
- ・被災地の支援職員へのサポートの在り方。
- ・支援側と被災側の「心構え」。
- ・被災した支援者への支援の在り方(長期的観点が必要)。
- ・10日派遣してラスト1日は次の人とかぶって引き継ぎできるようなタイムスケジュールづくり。
- ・3-4日滞在では短い。しかし2週間の不在は児相としてきついため、10日ずつの

ローテーションで最終日は引き継ぎがちょうどいいのではないかと。

- ・各避難所に配布する要保護児童や心理的ケアのポスターやチラシは、一定のマニュアルがあれば良い。
- ・例えば現地で避難所のマップ作りをしたが、これは派遣前にインターネットを使ってこちら側でできることではないか。
- ・厚労省からの文書依頼で派遣をおこなったが、具体的な現地の情報把握ができればと思った。
- ・同じ自治体からの支援もいろいろな部署から派遣をしているので同じ自治体で把握しておくべき情報は共有しておく必要がある。

イ. 発災時の児童相談所のなすべき業務

- ・遺児や孤児の施設入所や親族里親についての相談は児相の本来業務ではあるが、発災直後の緊急段階では必要がなく、市町村の機能が回復し、各家族の状況の把握がある程度進んでからが出番のように思われる。
- ・発災直後に避難所等で生活している子どもたちについて、児相の機能としてどんなものを提供したらいいのか、ということの見極めが必要だと思う。
- ・D 中央児相が発災直後にやったことは、一時保護中の児童の安否確認と子どもの声を保護者に聞かせること。虐待ケースで保護者が一時保護に同意していないケースもあったが、それはやった。その後、施設入所中の児童や里親委託ケース指導中のケースの安否確認をした。発災後の児童と保護者の安否確認は、児相の大事な業務だと思う。

以上、ヒアリング調査で明らかになった実態や意見、課題の主なものを整理した。結果からわかるようにヒアリングを実施したことで、平時からの取り組みの必要性が改めて明らかとなったと同時に、「初期の段階（発災直後の緊急段階）」、「中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）」のそれぞれで有効だった支援や課題等も明らかとなった。さらに、長期的視点での支援についても具体的な事項が抽出され、ガイドライン（案）の提示に有効であると考えられた。

Ⅲ. ガイドライン（案）の作成

東日本大震災の発災直後から現在に至るまで、どのように支援の派遣や受入、現地での支援活動が展開されたかについてアンケート調査とヒアリング調査を実施し、これらの結果等を踏まえ、有識者会議での議論を重ねた上で、有識者会議のメンバーの執筆協力を得て「災害時における児童相談所職員の派遣および児童相談所の活動ガイドライン（案）」を作成した。

ガイドライン（案）をまとめていく過程において、今回の東日本大震災の特性や被災後の児相福祉活動の反省点として以下の点が挙げられた。

- ① 被災地側児相と支援側児相との意思疎通が必ずしも円滑にできない場面が多かった。厚生労働省が行う支援派遣と受入の調整活動にさらなる工夫と配慮が必要と考えられた。
- ② 被災地の地域性によるところが大きいと思われるが、派遣されたスタッフへの遠慮が大きかった。被災地での人間関係を早期につくり、信頼関係・援助関係を構築

することの重要性が実感された。

③ 上記と関連して、知らない人や初対面の人に率直に支援を頼みにくいという住民性も影響して支援が進まないという場面も多かった。同じ児相から同じスタッフが継続的に派遣されるシステムをつくることで円滑な支援が可能になる。

④ 障害児への支援や心のケアなどが不十分であった。障害児への支援が十分とれる体制づくりは課題である。

⑤ 誰にどのような支援をして欲しい、という被災地側からの発信が少なかった。命令指揮系統もはっきりしない面もあったという反省もあった。

⑥ 災害時や被災後、震災孤児や遺児および孤児や遺児の養育を引き受けた里親等に対してマスコミの取材が集中するという事態が少なからず発生した。マスコミ対応で里親や子どもたちが疲弊するケースも多かったことから、マスコミ対応についてもガイドラインに盛り込む必要がある。

⑦ 避難所訪問や巡回保育などを通して要保護児童を発見していく「アウトリーチ型支援活動」に関するスキルアップ研修の必要性を感じる場面が多かった。

これらの課題を踏まえ、次の結論を導き出し、ガイドライン（案）に盛り込んだ。

① 平時（通常時）の備えの重要性

- ・記録や重要書類の管理方法の工夫

（2階以上の部屋に保管、電子データとしての記録保管、他児相や自治体との情報共有管理など）

- ・児相間における災害時の救援協定の締結の必要性

② 被災直後～2ヶ月

- ・速やかな情報収集と状況把握
- ・災害対策本部や臨時相談窓口等の開設
- ・支援受入に向けて指揮系統の統一
- ・応援スタッフへの役割分担、活動計画の速やかな策定
- ・応援スタッフの交通手段と宿泊地の確保
- ・要保護児童の発見と保護
- ・子どもの心のケアスタッフの確保

③ 被災後2ヶ月～1年

- ・支援者（保育士、心理ケア担当者、教員など）のメンタルケア
- ・支援者のスキルアップ研修の実施
- ・児相の避難所業務の終息準備
- ・一時保護機能の再建
- ・再開した学校や保育園等との連携

④ 被災後1年以上

- ・児相の通常業務再開の準備
- ・市町村への後方支援
- ・受援計画の見直し（緊急対応から長期的支援へ転換）
- ・学校訪問などアウトリーチ型支援のさらなる展開
- ・新たな要養護問題への対応（失業や住居損壊、家族の死亡等による親の生活・情緒の不安定に起因する問題発生など）

F. 健康危険情報

該当事項なし

G. 研究発表

全国児童相談所長会の研修の場で本研究で作成した「災害時における児童相談所職員の派遣および児童相談所の活動ガイ

ドライン（案）」の概要等を発表し、普及させる予定である。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当事項なし。

【参考文献】

平山宗宏（1997）．災害が母子の心身に及ぼす影響についての総合研究. 厚生労働科学研究費補助金(平成7年度災害時支援対策総合研究事業)．

片田範子（2005）．被災直後から中期にかけての子どもの健康と看護のニーズに関する研究. 厚生労働省科学研究費補助金(平成16年度厚生労働科学特別研究事業)、「新潟県中越地震を踏まえた保健医療における対応・体制に関する調査研究」分担報告．

宇佐美政英他（2008）．新潟県中越地震後における子どものこころのケア活動. 日本児童青年精神医学会誌, 49（3）, pp354-366.

北山真次（2010）．災害時のメンタルヘルスにおける連携に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金(平成21年度子ども家庭総合研究事業)、「子どもの心の診療に関する診療体制確保、専門的人材育成に関する研究」分担報告．

日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループ（2011）．社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き（施設ケアワーカー

のために）．

宮城県東部児童相談所・宮城県東部児童相談所気仙沼支所（2012）．東日本大震災における児童相談所の初動並びに初期対応に関する検証報告

地震災害時における効果的な保健活動の支援体制のあり方に関する検討会（2008）．地震災害発生時における派遣保健師の受け入れ指針. 平成19年地域保健総合推進事業
全国保健師長会（2006）．大規模災害における保健師の活動マニュアル～阪神淡路・新潟県中越大地震に学ぶ平常時からの対策. 大規模災害における保健師の活動に関する研究. 平成17年度地域保健総合推進事業

資料

研究者一覧

区分	氏名	所属	担当
主任研究者	才村 純	関西学院大学人間福祉学部 教授	総括
分担研究者	芝野 松次郎	関西学院大学人間福祉学部 教授	アンケート調査票作成
分担研究者	前橋 信和	関西学院大学人間福祉学部 教授	アンケート調査結果の分析
分担研究者	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学 専任講師	ヒアリング調査結果の分析
分担研究者	伊藤 嘉余子	埼玉大学教育学部 准教授	研究事務局、ガイドラインの作成
研究協力者	三上 邦彦	岩手県立大学 教授	有識者
研究協力者	千葉 喜久也	有明医療大学 教授	有識者
研究協力者	安部 計彦	西南学院大学 教授	有識者、ヒアリング調査
研究協力者	川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター	有識者、ヒアリング調査
研究協力者	池田 昌弘	NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	有識者
研究協力者	加藤 曜子	流通科学大学教授	有識者
研究協力者	神田 真知子	元大阪府中央子ども家庭センター所長	ヒアリング調査
研究協力者	鳴海 明敏	情緒障害児短期治療施設青森あおぞら学園長	ヒアリング調査
研究協力者	坂井 元	日本体育大学女子短期大学部教授	ヒアリング調査
研究協力者	村瀬 修	NPO 法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム代表理事	ヒアリング調査
研究協力者	赤井 兼太	元大阪府中央子ども家庭センター所長	ヒアリング調査
研究協力者	吉岡 芳一	大阪水上隣保館乳児院長	ヒアリング調査
研究協力者	脇田 仁美	子ども家庭支援センター清心寮(リーフ)里親委託等推進員	ヒアリング調査
研究協力者	三ツ石 行宏	大阪府立大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程3年	ヒアリング調査
研究協力者	平田 祐子	関西学院大学大学院 人間福祉研究科	事務補佐

(所属は、平成24年3月末現在)

災害時における児童福祉職員の派遣システムおよび児相福祉活動の実態に関する調査研究

研究分担者 前橋信和（関西学院大学人間福祉学部教授）

研究分担者 芝野松次郎（関西学院大学人間福祉学部教授）

研究要旨

本分担研究では、東日本大震災の発災直後から現在に至るまで、全国各地の児童相談所から被災地児童相談所に派遣された児童福祉職員について、被災地児童相談所、派遣児童相談所に対し、質問紙によるアンケート調査により職員の派遣や受入、現地での支援活動がどのように展開されたか、成果と課題、ガイドラインに盛り込むべき内容等について、及び、児童の避難先児童相談所に対し対応の状況について調査し、「災害時における児童相談所職員の派遣および児童相談所の活動ガイドライン（案）」作成のための基礎資料を得た。

A. 研究目的

2011年3月11日の東日本大震災は、千年に一度といわれる巨大地震により引き起こされた大災害であり、特に沿岸部における津波による被害、また、その後の原子力発電所事故による放射能汚染等による被害はこれまでにない規模の災害となった。

被災地においては役場そのものが失われ、行政機能が麻痺するなど、社会的システムそのものが広範囲に喪失し、児童相談所も例外ではなく機能が大幅に低下してしまった。

このような状況に対し、全国の児童相談所から被災地児童相談所へは児童福祉司や児童心理司のほか、多くの専門職員が派遣され、震災孤児、遺児の発見や支援、インケア児童の状況調査や避難所の巡回、保育所や家庭への訪問等による心のケア事業への取り組み等が実施された。

このような大規模な職員派遣は初めての

ことであり、これらの経験を被災側児童相談所、派遣側児童相談所、また、児童の避難先児童相談所の取り組みとして情報を収集、整理し、災害時の児童福祉活動を効果的に展開するための指針作成に向けた基礎的な資料を得ることを目的とした。

B. 研究方法

本研究では以下の手順により、全国の児童相談所にアンケート調査を実施した。

(1) アンケート調査の検討

主任、分担研究者による研究会議において、①被災地側児童相談所、派遣側児童相談所、避難先児童相談所の三分類の調査が必要であること、②対象児童は、インケアの子どもについて、被災によって新たに社会的養護が必要と考えられる子どもについてであること、③調査の内容は被災の状況、支援要請の有無、内容、実際の支援の内容、

効果、課題等とするということが話し合われた。

(2) アンケート調査票の作成

上記の研究会議もとにアンケートたたき台を作成し、他の研究メンバー、有識者会議委員による検討を経て、A.被災地側用調査、B.支援側用調査、C.避難先側用調査の3種類の調査票が作成された。

項目は、

A.被災地側用調査

1. 被災の内容について
2. 相談の状況について
3. 支援の要請について
- 4-1. 実際の支援の状況/受け入れについて
- 4-2. 実際の支援の状況/受け入れた支援者について
- 4-3. 実際の支援の状況/支援の内容について
- 4-4. 実際の支援の状況/支援の方法について
- 4-5. 実際の支援の状況/支援の成果と課題について

B.支援側用調査

1. 派遣した支援者について
2. インケア児童に対する支援について
3. 被災による新規ケース児童に対する支援について
4. その他の児童福祉事業に関する業務について（上記2. 3. を除く）
5. その他の支援業務について（上記2. 3. 4. を除く）
6. 支援の内容と要請された内容の差異について

7. 支援の成果について
8. 支援業務の課題について
9. 支援業務に必要な情報等の入手について
10. 支援の決定についてであった。

A.調査、B.調査についてはさらに下位項目があるため、A.調査では40項目、B.調査では41項目となった。

C.避難先側用調査

1. 管轄内における避難児童の有無
 2. 避難児童への関与の有無
 3. 関与の端緒について
 4. 関与の内容について
 5. 避難児童はあるが関与がない場合の理由について
 6. 避難児童が不明の場合、今後の予定について
- の6項目であった。

(3) アンケート調査の実施

アンケート調査の実施は、全国児童相談所長会の協力を得て、事務局から全国の児童相談所に、メール添付で調査票を配布し、記入後はメールで回収した。

配布、回収の件数については、

- A. 被災地側用調査：配布 206 件（全児童相談所）、回収 198 件、回収率 96.1%（回答のあった児相数）。
- B. 支援側用調査：配布 206 件（全児童相談所）、回収 151 件、回収率 73.3%（回答のあった児相数）。
- C. 避難先側用調査：配布 206 件（全児童相談所）、回収 194 件、回収率 94.2%（回答のあった児相数）。

期間は2012年3月1日～10日であった。

(4) 倫理面の配慮

調査依頼時に添付文書により、アンケート結果については記号化し統計的に処理を行い個人が特定できないようにすること、調査の中で得られた情報については個人が特定できる情報は削除し、事例の特性を損なわない範囲で他の内容に置き換えることを通知し、回答を得た。また、調査対象が行政機関であり、個別機関名をあげないこととする。

(5) データの集計、分析

回収は各児童相談所から調査会社に直接メール添付で送付し回収した。調査会社において単純集計したものを、研究者が読み取り、分析を行った。

C. 調査研究の結果

(1) 被災地側用調査について

198件の回答のうち、被災地側児童相談所として該当するのは、10カ所であった。

① 被害の状況について

人的被害は軽度（軽傷のけが、避難等）（1件）、物的被害については中度（半壊・半喪失）（1件）、軽度（損害はあるが使用は可能）（4件）、物的被害なし（5件）であった。しかし金銭的被害は高額（建て替え等予算要求が必要）（1件）、新たな予算措置は不要（1件）、軽微（所内で対応）（3件）、金銭的被害なし（5件）であった。

機能的被害は、中度（措置等の基本的機能は維持）（2件）、軽度（ほぼ喪失なし）（5

件）、機能的被害なし（3件）であった。

児童相談所は公的機関として耐震工事も進められていることから物理的、機能的に壊滅状態は免れたといえるのではないだろうか。（A.被災地側用調査報告書Q1からQ4参照）

② 相談受付件数について

22年度と23年度の比較では、一部データの報告がない児童相談所があるが、22年度12ヶ月と23年度11ヶ月の平均を見ると、養護相談、虐待相談ともに大きな差はないように思われる。（A.被災地側用調査報告書Q5からQ6、及び平成22年度23年度月別受付件数集計表参照）

③ 支援の要請について

支援を要請した（5件）、支援を要請しなかった（5件）であった。

要請してから支援が来るまでの日数については、6日以内（1件）、7～8日（1件）、9～10日（1件）、11日（1件）であり、平均で8.8日後には支援が来ている。

また、要請した相手については、県（4件）、国（1件）となっている。

要請の端緒については、支援要請するように指示あり（2件）、児童相談所は自主的に（2件）、県による被災調査（1件）、その他（1件）であった。端緒については分散しているといえる。

要請した内容は被災対応や業務超過のための人員派遣（4件）、人手不足のための人員派遣（3件）、業務超過のための人員派遣（2件）その他（1件）であり、人員派遣の要請がほとんどであった。

要請をしなかったところについては、機能が維持できていたため（2件）、通信途絶のため（1件）、その他（3件）であった。その他の内訳は、県の主管課が要請し、児相が受け入れたものである。（A.被災地側用調査報告書 Q7 から Q13 参照）

④ 受け入れの調整について

ほとんどのところでは担当者が決まっております、決まっていないというところも実質的には決まっていると同様であった。またほとんどのところでは、本庁、中央児相への調整を行っており、課題はあったものの、支援の内容、支援の期間、人数、職種等について適切に調整が行われたと回答している。

調整をしなかったところについても、その理由は調整の必要がなかったというものあり、すべきであるができなかったというものではない。全体として調整は適切に行われたといえるのではないか。（A.被災地側用調査報告書 Q14 から Q23 参照）

⑤ 実際の受け入れ状況について

受け入れた児童相談所数では、1児相（1件）、2児相（2件）、5児相（2件）、6児相（2件）、7児相以上（2件）と件数的には大きく固まったところは見られない。

受け入れ実人数では、1～4人（3件）、5～9人（3件）、10～29人（2件）、100～199人（1件）と100人以上の実人数を受け入れたところもあった。

受け入れ延べ人数では1～4人（2件）、5～9人（1件）、10～29人（2件）、30～49人（1件）、50～99人（1件）、100～199人（1件）、200人以上（1件）であった。200

人を超える多数の支援職員を受け入れているところもあった。（A.被災地側用調査報告書 Q24 から Q25-②参照）

職種については、児童福祉司（9件）、児童心理司（9件）が多数であるが、保育士（1件）、児童指導員（1件）、事務職（1件）等も受け入れている。もっとも、ここでは医師、保健師等の医療職があげられておらず、一方支援側調査においては、医師、保健師等の派遣も記載されている。

おそらく医療職については、別ルートによる支援業務への従事となり、児童相談所での受け入れとはならなかったのではないかと考えられる。

⑥ 派遣の期間について

3日以下（1件）、4日（1件）、5日（3件）、7日（1件）、8日（1件）、9日（1件）であった。

3月時点で継続中の派遣については、7ヶ月、8ヶ月、9ヶ月と非常に長期にわたる派遣も行われていることが判った。（A.被災地側用調査報告書 Q24 から Q27-②-2 参照）

職種、人数、期間等の希望については、ほぼ児童相談所の希望が考慮され、職種と業務内容についてもおおむね適切であるという回答がほとんどであった。（A.被災地側用調査報告書 Q28-①から Q29 参照）

⑦ 実際の支援の内容について

何らかのケアが必要な児童の調査（9件）、震災遺児孤児の調査・把握（8件）、心理的ケアの対応（5件）、避難所への巡回調査（5件）、被災状況の確認（3件）、被災側児相

職員の補助（3件）、ケース児童（在宅）の安否確認（3件）などとなっており、調査、確認等が多数を占めている。（A.被災地側用調査報告書 Q31 参照）

⑧ 支援の内容と要請した内容について回答のあった9件はすべて「合致して」、「まあ合致していた」であり、合致していないといった回答はなかった。

支援の場所については、避難所（8件）、児童福祉施設（5件）、その他（5件、ほとんどが学校、幼稚園等）、児童相談所（4件）、住民宅（4件）、一時保護所（2件）等であり、児童相談所外での支援が多数を占めていた。（A.被災地側用調査報告書 Q32、34 参照）

⑨ 受け入れ職員の具体的な業務等について

回答のあった9件すべてが「被災児童相談所の職員と組む業務」であった。主な担当業務の量としては、ほぼ同等の質・量（4件）、量はほぼ同等、質は軽減（2件）、被災児童相談所の職員の一部業務負担（3件）であった。業務の種類は、避難所、在宅、学校などへの巡回相談（8件）、児童保護者の安否確認（5件）、情報収集、関係機関との連絡調整（4件）福祉系のソーシャルワーク（3件）等であり、実質的な業務支援ができていたと思われる。

複数職員を受け入れた場合の具体的な業務等を重ねて尋ねているが、単独での業務担当もあるという回答のほかは、大きく変化した回答ではなかった。（A.被災地側用調査報告書 Q35-1 から 3 参照）

⑩ 支援の成果について

回答のあった9件すべてで、成果があった（6件）、少し成果があった（3件）という回答だった。

記述回答では、「支援職員の協力で多くの避難所、学校、児童福祉施設等の訪問ができた」、「早期に要保護児童の実態が把握できた」、「児童の安否確認、孤児の把握等が早急に必要な中でスタッフが不足したが、支援により、それらの活動を進めることができた」など調査や情報の収集や確認などに大きく貢献していたのではないかと考えられる。

⑪ 支援の課題について

回答のあった9件のうち、課題があった（1件）、少し課題があった（5件）、課題はなかった（3件）であり、過半数で課題があったという回答であった。

記述回答では、「日々変動の激しい避難所を個別に訪問する手法での「孤児調査」を、児童相談所が直接行うことに疑問を感じた。極めて非効率的であり、短期間ではあっても受け入れには多大な労力を要した。

（県、及び他都道府県の支援を受けた）市町村による住民の安否と所在確認作業と、避難所の支援スタッフ等によって把握された要保護・要支援児童に関する情報を的確に吸い上げるシステムの構築が必要と思われる。被災が甚大で、そうした相談に従前の体制で対応できない場合は、他県からの支援を要請することになるだろうが、そうした場合でも、短期に入れ替わる人員にどんな支援を求めるか、受け入れ側児相の通常業務に支障のない体制は組めるのか、吟味する必要がある。」

「支援の受入の際には、支援業務内容の整理選定や現場とのコーディネート、道案内等、通常業務と並行して実施せねばならず、今回支援業務をかなり絞ったにもかかわらず、相当の負担となった。児相は日ごろから人員不足であり、震災時は様々な調査業務等を任せられたが、県民の安全を守る上で何が本当の被災地支援となるか、現地対策本部のような機関が窓口になり、検討するべきではないかと感じられた。」等の受け入れについての負担の大きさについての問題提起も行われた。(A.被災地側用調査報告書 Q36、38 参照)

(2) 支援側用調査について

151 件の回答のうち支援側児童相談所として該当するのは、複数派遣について複数回答があった場合等を整理、統合して 106 件であった。

① 派遣した支援者について

実人数は 3 人以下 (91 件)、4～6 人 (6 件)、7～9 人 (4 件)、10～12 人 (2 件)、13～15 人 (1 件)、16～19 人 (2 件) であり、1 カ所あたり平均人数は 2.6 人であったが、派遣人数 3 人以下が約 86% と圧倒的多数であった。

延べ人数は 1 人 (42 件)、2 人 (23 件)、3～5 人 (13 件)、6～9 人 (7 件)、10～29 人 (9 件)、30～99 人 (4 件)、100 人以上 (2 件) であった。各所の平均は 9.1 人であった。

職員の職種は、児童心理司 (76 件)、児童福祉司 (60 件)、保健師 (10 件)、事務職 (8 件)、児童指導員 (4 件)、その他 (4 件)、

医師 (2 件) であった。被災地側用調査でも触れたが、支援側では医師、保健師等の医療職員を派遣しているが、受け入れ側児相では医師、保健師の受け入れ回答はなく、医療職ルートでの支援業務に従事していたのではないかと思われる。

派遣日数については、1～4 日 (9 件)、5～9 日 (61 件)、10～29 日 (15 件)、30～49 日 (7 件)、50～99 日 (6 件)、200 日以上 2 件、無回答 6 件で、平均 19.0 日であった。

回答 (3 月 1 日～10 日) 時点での継続中の派遣期間については、8 ヶ月以上 (3 件)、2 ヶ月以下 (2 件)、7 ヶ月 (1 件)、6 ヶ月 (1 件)、3 ヶ月 (1 件) で平均 5.5 ヶ月であった。半年以上という長期的な職員派遣も複数箇所において行われていることがわかった。

しかし、実人数、延べ人数、派遣日数に関しては、実人数×派遣日数＝延べ人数を想定していたが、個別回答においてはこの関係が必ずしも維持されておらず、個別に修正できなかったため、トータル集計でのコメントとなった。(B.支援側用調査報告書 Q1-①～Q3-②-2 参照)

② インケア児童に対する支援について

対象児童は、里親委託 (9 件)、一時保護 (3 件)、児童養護施設 (2 件)、肢体不自由児施設 (1 件)、重傷心身障害児施設 (1 件)、その他 (33 件) であった。しかし、その他 33 件の内訳は在宅 7 件、避難所 12 件、保育所保育園 10 件などであり、インケア児童への支援以外の支援としての回答が含まれている可能性がある。

支援内容 (業務) の割り当てについては、被災児童相談所の職員と組む業務 (23 件)、

単独で行う業務（23件）が同数であった。

主な担当業務の分量については、被災児童相談所の職員の一部業務負担（19件）、ほぼ同等の質・量（10件）、量はほぼ同等、質は軽減（4件）、主担当業務はない（4件）、その他（8件）と各項目に回答があった。その他においては、比較が困難であるという主旨の回答が多く寄せられた。

支援業務の種類について、主な項目は、避難所、在宅、学校などへの巡回相談（24件）、情報収集、関係機関との連絡調整（17件）、福祉系のソーシャルワーク（15件）、心理系のソーシャルワーク（15件）、児童、保護者の安否確認（12件）などであった。調査や情報収集など児相職員としての専門性が求められる業務と考えられる。そのほか、件数としては多くはないが、事務作業（児童相談所の業務）（3件）、託児・保育（5件）、避難所の整理・支援（2件）、その他（5件）など必ずしも児相職員としての専門性を求められるものではない業務もあった。

複数職員派遣による業務内容の違いがある場合についても回答を求めたが、先の回答と大きく異なる傾向のものではなかった。

（B. 支援側用調査報告書 Q4-1 から Q4-4 参照）

③ 被災による新規ケース児童に関する支援について

対象児童の把握（情報入手）の方法については、避難所の巡回等（50件）、学校への訪問（22件）、市町村の巡回等（20件）、教育庁への訪問（6件）等外部への訪問等による情報の収集が圧倒的に多数である。その他（19件）の内訳を見ても、保育所巡

回等（11件）、子育て支援センター、児童館等の訪問（3件）などとなっており、さらに訪問による収集が多い結果となった。

対象児童のニーズ把握については、児童保護者への面接（37件）、他機関からの情報（36件）と間接的な情報の収集も割合が高い。その他（15件）の内訳を見ると、避難所関係者から（10件）、学校、保育所等から（5件）となっており、やはり間接的な収集が行われている。

社会資源の把握や活用については、児童相談所職員に聞いて（45件）、提供されたリスト等（38件）であり、自主的に開拓（5件）、その他（5件）（内訳は避難所スタッフから（2件）、保育所から（2件）など）となっており、現地スタッフからの情報の提供、収集が圧倒的に多数であった。

従来システムとの調整については、必要（18件）、やや必要（18件）、あまり必要なし（17件）、必要なし（7件）であった。調整の必要性についての大きな傾向というものはなく、派遣先の事情に応じた対応が必要であるということであると考えられる。

支援の方法については、共同で実施（34件）、主として支援側職員で実施（17件）、主として被災側職員で実施（17件）、その他（3件）であった。共同での実施が多いものの、支援側が主体となる場合、被災側が主体となる場合もあり、派遣先においてそれぞれ事情が異なることがうかがわれた。

複数職員派遣による支援内容の違いがある場合についても回答を求めたが、先の回答と大きく異なる傾向のものではなかった。

（B. 支援側用調査報告書 Q5-1 から Q5-5 参照）